

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政
令案要綱

第一 港湾法施行令の一部改正

一 国土交通大臣の実施する港湾工事における港湾環境整備負担金の負担の基準について所要の規定を定
めることとする。 (第十五条の五関係)

二 港湾法第五十八条第三項の規定による国土交通大臣の職権の地方整備局長等への委任に係る規定の整
備を行うこととする。 (第二十二条関係)

三 その他所要の改正を行うこととする。

第二 国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令の一部改正

国家公務員退職手当法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととする。

第三 附則関係

一 この政令は、平成十八年十月一日から施行することとする。 (附則第一条関係)

二 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律及びこの政令の施行に伴う所要の経過措

置にじついで定めることとする。

(附則第二条から第六条まで関係)